

# 文化庁国立近現代建築資料館を取り巻く環境の変化と今後の展望

[論稿]

寺本 恒昌\*

## Changes in the environment surrounding “National Archives of Modern Architecture, Japan (NAMA)”, and its future outlook

TERAMOTO Tsunemasa

Since opening in 2013, the National Archives of Modern Architecture (NAMA) has advanced the collection, preservation, research, and exhibition of architectural materials. Japanese cultural policy has traditionally focused on protecting designated cultural properties, but new discussions promote “architectural culture” as an evolving field integrating preservation, renovation, economic sustainability, and community value. A shift from “scrap-and-build” toward “Circulinnovation” seeks to inherit and creatively update existing buildings and townscapes. NAMA is expected to become a national hub linking government, industry, and academia to promote sustainable architectural culture.

キーワード：建築文化、文化政策の変化、文化財保護の今後、近現代建築の生きた継承、サーキュリノベーション、国立近現代建築資料館への期待

Architectural Culture, Changes in Cultural Policy, The Future of Cultural Property Protection, Living Inheritance of Modern and Contemporary Architecture, Circulinnovation, Expectations for the National Archives of Modern Architecture

※本稿において、将来の方向性として期待を述べている内容は、筆者がこれまでの議論に関わってきた経緯や経験を踏まえつつ、考えられることや、今後想定されることを私見として述べるものであり、必ずしもすべてが組織的に決定された内容ではない点にご留意いただきたい。

### 1. 序

文化庁国立近現代建築資料館（以下、建築資料館）が平成25年5月に開館してから12年。10年以上に亘って建築資料の収集・保管、調査研究、展示の活動が着実に進められてきた。近現代建築資料のアーカイブ活動を文化政策の変遷や潮流という観点から見ると、文化財保護に重点を置く文化政策が、より近年の文化的所産の価値に目線に向け、政策の対象とするようになった側面が見いだされる。

他方、現在、文化庁において検討されている“建築文化”を振興する政策——すなわち“建築物やまち並みの価値の創造と需要に関わる様々な対象物や営み、人材等までを総合的に文化として捉え、保存だけでなく、過去の所産から将来の活動まで広く振興の対象として行く文化政策”——の議論は、そのスコープを資料のアーカイブだけに留めるものではない。生きた建築物やまち並みについて、文化的・社会的・経済的価値を高めながら継承して行く活動全体を政策対象としようとしている。

建築資料館についても、この10年超の活動で蓄積し

てきた知見やノウハウをさらに伸長させて行くとともに、行政、産業界、アカデミアなど“建築文化”政策の推進に向けた様々な関係者の結節点となり、関連の活動の中核となることが、新たな次代の役割として大いに期待されるところである。

本稿では、建築・まち並みに関連する文化政策の体系の変遷や、生じつつある変化の潮流を整理・概観する。これに際しては、特に、現在も進行中である“建築文化”政策の検討状況や検討に通底する思想、具体的な取組の方向性等を明らかにする。また、これとともに建築資料館がこれまでに築き上げてきた活動の意義や文化政策上の位置付けを可視化し、“建築文化”政策の下で建築資料館に今後期待される役割や、“建築文化”政策推進の観点から実際に始まっている活動の展開を紹介する。

### 2. 建築・まち並みに関連する文化政策

#### 2.1. 文化財保護（文化政策における伝統的な重要施策）とその取組における課題

文化政策は、建築・まち並みに関し、文化財、すなわ

\*前 国立近現代建築資料館 館長／前 文化庁 文化経済・国際課長、企画調整課長。修士（法学、地域研究学（東アジア））

ち歴史的・芸術的観点から優れた所産の保護を主な取組としてきた。建造物等を文化財として指定し、特定の時期の姿を極力そのまま保つことで保護するというのが発想の根源である。こうした取組は、わが国の歴史の中で育まれた文化財を後世に向けて現存させる観点から、大きな意義を持つものである。結果、法隆寺金堂や姫路城のように誰もが知る優れた建造物等を、国宝という形も含めて可視化させ、維持することを可能としてきた。

一方、我々のライフスタイルは日々刻々と変化している。令和の生活は、平安時代や鎌倉時代とは勿論、先の戦前戦後はおろか昭和時代の後半とも大きく変わっている。建築技術等も日進月歩であり、当然、人々が建造物等に求める機能やデザインも時代に応じてアップデートされている。時代環境が変わり行く中で、文化財保護政策が時代に即した“生きた使い方”とどう相容れられるかを検討した結果、登録文化財や文化的景観のような新たな制度創設等が工夫され、近年では古民家ホテル等の形での活用例も広がってきている。

こうした状況下ではあるものの、文化財保護の取組の下での課題や限界が様々に露呈している。例えば、後に詳述するように、現時点の文化政策は人々の暮らしが日々新たに生み出す変化について、文化的価値として正面から柔軟に認識する段階には至っていない。また、“至高”とでも言うべき文化財は時代を追うごとに増加して行く一方で、その保護に対して国家や地元（地方公共団体）として割くことの出来る予算や人員等の行政コストは、人口減少・高齢化の時代においては必要なニーズに必ずしも応えきれぬものとは限らない。さらに、文化財に至る前段階の文化的価値を政策のスコープに捉えられてもならず、一定の文化的価値があると考えられる空間単位の価値についても、文化財とされる建築物等以外には、その手が及ばない。結果、例えば、“昭和の飲み屋街”のように毎日の人々の営みが世界観を形成してきた空間について、惜しまれつつも壊されて行くケースが少なくない。また、黒川紀章氏設計の「中銀カプセルタワービル」や丹下健三氏設計の「旧・香川県立体育館」の解体、大高正人氏の「坂出人工土地」の維持等の議論に代表される建造物等は、文化財に“至る”前の段階のものである。

## 2.2. 建築・まち並みに関連する文化政策体系の変遷、変化の潮流

### ① 文化政策のスコープ

文化政策全体の変遷を概観すると、取組の主な対象

は、芸術活動の振興や、文化財を中心とする文化的・歴史的な所産の保護となってきた。これに対し、衣食住をはじめ、人々の日々の暮らしが体現する様式自体を文化として捉える動きは、必ずしも主流とはなっていない。こうした中で、平成30年の文化庁の組織改正によって食文化や広く生活文化を担当する部署が設置されるなど、文化政策概念を捉え直す動きも新たに高まりつつある。とはいえ、「住」という側面から生活を具現化する建築分野については、そこで行われる営みも含めて文化的観点から価値を認め、生きた継承や今後の創造を収益化等の持続性ある形で進展させる政策は未だ確立していない。

以下、建築分野が文化政策としてどのように捉えられてきたか、また建築分野に係る文化政策の取組にどのような動きが生じているかを考察し、“生きた建築・まち並み”を継承・創造させるという、文化政策の検討に関する新たな潮流を明らかにする。具体的には、文化政策、またはその周辺から建築分野に関連して存在する法等の各種規定や、それらの方針等について、時系列も意識しながらカバーする範囲やその変化等を考察する。

### ② 文化芸術基本法以前の文化政策における建築・まち並みについての捉え方

文化芸術基本法成立以前、文化政策またはその周辺から建築分野に関連して制定、検討がなされた規定や、それらの方針等は多くない。しかし、理念法、実定法の双方で一定の取組が見られる。

理念法では、文化芸術振興基本法（平成13年11月30日法律第148号）（以下、振興基本法）が文化政策全般をカバーし、建築分野についても規定しているが、第13条で「国は、有形及び無形の文化財…の保存及び活用を図るため…必要な施策を講ずる」とし、実定法である文化財保護法の対象内容を示すに留まっている。

実定法では、(ア)直接的な文化政策としての立法や、(イ)都市計画の一環で建築やまち並み一般を対象とし、外観の文化的価値も視野に入れる立法、(ウ)これら(ア)(イ)の折衷的に、文化政策の直接的対象たる歴史的建造物（文化財）を核に、周辺の建築やまち並み等やそこでなされる活動から成り立つ風致を対象とする立法、に大別される。

(ア)としては、文化価値を認める文化財（建造物等）の保護を、規制的手法を中心に正面から取り組む文化財保護法（昭25年5月30日法律第214号）が存在し、文化政策の基調を形成している。(イ)は、都市計画法の

表1 建築分野の文化政策に関連する理念法および実定法

	成立年	法律種	法の主対象（建築物の観点）	対象とする時間軸
文化財保護法	昭25年	実定法	外観・材料・適用技法	過去・既存のもの
文化芸術振興基本法	平13年	理念法	（文化財保護法に準ずる）	（文化財保護法に準ずる）
景観法	平16年	実定法	外観（形態・色彩・意匠等）	既存のもの、将来のもの
歴まち法	平20年	実定法	文化財＋営みや周辺環境等の風致	過去・既存のもの
文化芸術基本法	平29年	理念法	（文化財保護法に準ずるが活用）	（文化財保護法に準ずる）

体系の下、都市、農村漁村等における良好な景観形成促進を主目的とする景観法（平成16年6月18日法律第110号）が制定され、自治体の計画策定を踏まえた取組が推進されてきた。同法は、高度経済成長期以降に良好な景観や環境よりも経済性を優先させることで無秩序な景観形成に至ったことへの反省等を踏まえて制定されたものである。（ウ）は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴まち法）（平成20年5月23日法律第40号）が挙げられる。

これら理念法、実定法の対象とする範囲は、表1のとおりである。

概述すれば、各実定法は以下のとおりである。（ア）たる文化財保護法では、文化財である建造物等について、有形文化財、伝統的建造物群保存地区、史跡、文化的景観、名勝という形で建築物・まち並み双方についてカバーする範囲を規定し、一定の時期の“姿”である様式や技術等を前提に保護を図ることとしている。（イ）たる景観法では、景観行政団体が策定する景観計画や、都市計画法の下での風致地区の規制のように、一定のエリア内の建造物等の形態・高さ、色彩、意匠等を規制して、外観が一定の範囲に収まるよう取組を推進している。これは、過去の建造物等に留まらず、将来の建造物等についても効果を及ぼすものである。また、（ウ）たる歴まち法では、建築物等の文化財等の歴史的・文化的価値を中核に、周辺の建築物や、歴史や伝統を反映した地域固有の活動（営み）も含めた風致について維持・向上を図るものとしている。風致という点で文化財の周囲の景観や営みを含むものであるが、将来の建造物等は対象としていない。また、文化財が核となるものであるが、文化財ではないものの集まりに歴史的・文化的価値を認めるものでもない。

一方、理念法における思考が振興基本法の制定以降もそのままであった訳ではない。振興基本法第7条では、「政府は、…文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない」と

され、平成14、18、22、27年度の4次に亘って策定されている<sup>1</sup>。変遷の中、第3次基本方針においては建築分野に関連して大きく3点の変化が現れる。第一には、「重点戦略5：文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用」として、「文化財建造物、史跡…等の…文化芸術資源を、…地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める」とされ、他分野との連携が水面上に浮上して来た点である。第二には、全体審議を行う文化審議会文化政策部会に設置された「くらしの文化WG」の“意見取りまとめ”で、「指定文化財に至らない町並みや町家等の衰退、都市計画等の一律規制」が課題として挙げられた。また、新たに「くらしの文化」という概念の下で「概ね3年程度をかけて「くらしの文化」振興のフレームワークを構築することを当面の目標とすべき」とされた。第三には、「重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承」の中で、「…アーカイブ構築に向け、可能な分野から…所在情報の収集や所属作品の目録（資料台帳）の整備を進め」として、後の建築資料館に繋がるアーカイブ構築の要素が盛り込まれた点である。その後、第4次基本方針では、「重点戦略3：文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用」の下で、「日本遺産認定の仕組みを…創設し、文化財群を…国内外に戦略的に発信」することとし、一点目について“活用”の強化、ソフト面の取組強化が打ち出されている。他方、二点目の指定文化財に至らないまち並み等に関する論点は具体化されないままであった。三点目は、「近現代建築に関する資料…について…国立近現代建築資料館の機能の充実を図る」として同資料館の機能充実に結実した。

実定法領域では、景観法や歴まち法によって、文化財の枠を超え、建築やまち並みの形態・色彩・意匠という側面での文化的な価値の維持・向上・創造や、文化財たる建造物等を中心としつつも周辺環境の風致を広く維持・向上する流れが現れた。また、理念法の下での検討からは、文化財保護政策を中心としつつ、その活用

のためのソフト施策や、文化財に至らない建造物等の対応への問題意識、そういった建造物等について資料アーカイブから取組を開始する流れが現れた状況である。

### ③文化芸術基本法以降の建築についての捉え方と今後

平成29年、「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（以下、文化芸術基本法）が成立（平成29年6月23日法律第73号）し、その改正趣旨に挙げられるように「文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、…産業その他の各関連分野における施策を本法の範囲に取り込む」形で、総合的な理念法である「文化芸術基本法」へと至った。同法第7条では、文化芸術推進基本計画（以下、基本計画）を政府として定めることとされており、現在は令和4～9年度までの第2次基本計画の下で施策が推進されている。「重点取組2文化資源の保存と活用の一層の促進」の中の重点施策として「近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興」が挙げられ、「建築文化の振興を図るため…近現代建築の保存・活用の在り方を検討し、計画的な台帳作成を通じた価値付け、リノベーション等によるストック活用の促進、国立近現代建築資料館の機能強化…等を推進する」とされている。また、「文化振興のナショナルセンターとしてのマネジメント機能の強化」として「建築文化を振興する拠点として、…国立近現代建築資料館の機能強化を図る…国内外の建築系研究機関や教育機関とのネットワークの構築を一層進め…総合的な調査研究や人材育成等を展開する」とされている。そして、令和5年に文化庁・建築資料館の下に「建築文化に関する検討会議（座長：後藤治工学院大学理事長（当時）」が設置され、5月には建築文化の振興に向けた基本的な考え方や目指すべき姿、取り組むべき方策等が取りまとめられている<sup>2</sup>。

### ④文化政策における建築の可能性

#### 一建築文化政策の確立に向けて一

こうした取組は、文化政策や文化に関連する都市計画政策等における立法の隙間を埋め、また、文化財ではない既存の建築物・まち並みの文化価値を継承し、進化・発展させる取組となる可能性がある。さらに、将来に亘って形成される建築物・まち並みやそこでの営みを含めた文化価値を新たに創造し、進化させることも視野に入り得るものである。

言い換えれば、これは、(ア)建築物やまち並みそのものに加え、(イ)建築物やまち並みを存在させる要因や構造<sup>3</sup>、そして、(ウ)それらが生み出す総合的な文化

価値全体<sup>4</sup>を、時代の変化に応じながらアップデートさせ、必要な収益を得て次の時代に持続的に生き延びていく形を作りながら振興する、いわば“生きた文化”を生き続けさせる建築文化政策という政策概念の確立に繋がり得るものと考えられる。

## 3. 建築文化政策の検討

### 3.1. 検討の場の設定

建築文化政策の具体的な検討のため、令和6年10月、文化庁文化審議会文化経済部会の下に、建築文化ワーキンググループ(WG)<sup>5</sup>が設置された。これは、上記「建築文化に関する検討会議」における提言を、文化庁として具体的な政策・施策に結実させるための正式な議論の場として位置付けられたものである。審議は、2024年度に3回集中的に行われ、現在は制度化等に向けた検討が内部的に進められている状況にある。

### 3.2. 検討を通じて目指すべきこと

建築文化WGでは、建築物・まち並みの観点からあるべき社会モデルについて、以下の旨の議論がなされている。

建築やまち並みのライフサイクルという視点から見ると、特に戦後、我が国の建築物・まち並みは、新築から30～50年程度の期間を経た時期に解体され、新たに新築を行うというサイクルの下で、いわば作り替えられてきたと言える。しかし、社会の成熟に伴い人々が建築物・まち並みが生み出し得る大きな文化的・経済的価値に気付き始めたことや、日本に価値を見いだして来訪するインバウンド訪日客が盛り上がりを見せていること、他方で新築コストが大きく増加していることなどに鑑みると、今後は建築物・まち並み自体の深みの醸成や、その建築物・まち並みが存在する空間を訪れて世界観を味わうというディスティネーション化を政策的に後押しするべきである。また、このために社会として“手を出しやすい”コストで建築物・まち並みをメンテナンスし、アップデートしやすい環境を作ることが重要である。

こうした議論は、建築物・まち並みのライフサイクル・モデルの革新を図り、既存の建築物・まち並みを継承・アップデートしながら、新たな価値創造を図るモデルへ変えていくことを目指すべく検討されているものである。

そして、建築文化WGでは、循環型で新たな革新を生

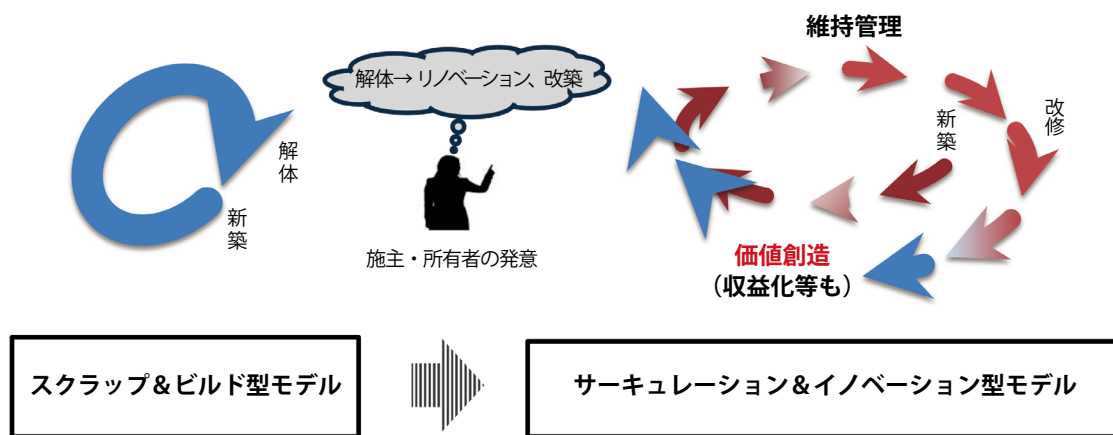


図1 建築物・まち並みのライフサイクル・モデルの革新

み出しながら稼働するライフサイクル・モデルを、Circulation & Innovation との意味合いから“Circulinnovation (サーキュリノベーション)”という新たな語の下で議論が行われている。Circulinnovation の発想に基づき、文化の継承・創造、そして経済効果を両立させるべく、これを支える社会メカニズムを官民協力型で政策的に形成していくことが重要とされている。

### 3.3. 具体的な政策・施策の形成、活動の検討

「開発(撤去、取り壊し)」とも「(文化財保護のアプローチによる)保存」とも異なる、「継承(再生・再利用)」を実現する方法を模索する建築文化WGでは、「開発」「保存」の二分法に陥る実質的な背景を経済的事情にあると分析する。そして、この課題を解消することを中心的テーマとし、①普及啓発及び相談等に関するサポート(社会の意識醸成)、②人材育成(具体的な活動者、推進者作り)、③制度的枠組み作り(推進のための基盤整備)の3つの軸を設定して検討を進めている。

これらに加えて、第4の軸として、取組の実装を社会全体というスケール感で進めることを念頭に、④サプライサイド(商材やサービス提供側)対応の推進も挙げている。これは、サプライサイドが意識を持って動き出せば、“Circulinnovation”の思想に繋がるオプションが事業活動を通じて広く展開され、社会(デマンドサイド)の思考様式、実際の事業発注のあり方なども変化していくという想定から盛り込まれたものである。

### 3.4. 検討の出口として想定されること

こうした検討が最終的に目指していることは、社会の意識やあり方の変革である。建築物・まち並みという

単位で考えた場合に、各々が無秩序にまた機械的に一定期間を過ぎた時点で解体、抹消されてしまい、過去の蓄積は忘れて新しい建築物・まち並みを創り出すということではなく、過去のストックを前向きに引き継いでより豊かな将来を創り上げるといった仕組み作りである。

これを具体化する方策は多面的に検討されているが、「建築文化に関する検討会議」の提言が“建築文化振興立法”を検討すべきとの指摘を成すように、上記4つの検討の軸に加えて、それらを支える根拠作りの可能性も視野に置かれている。関連の施策について、こうした振興立法の下で総合的に推進されるのは一つの望ましいあり方と言えよう。

また、取組の推進母体として、提言においては「日常の維持・継承から有事における修復のマッチングを行う者のとりまとめ機能や、各種“建築文化”関連人材の育成や資格付与、交流の中心としての機能を確立し、俯瞰的な調査研究、企画等により中心的役割を果たせるような機能」を挙げるように、“建築文化”に関するセンター機能、すなわち“国立建築文化振興センター”の設置を視野に置くのも有用であろう。こうした取組は全国規模のものとなることから、全国各地域での連携先(“建築文化振興サテライトセンター”)作りと、連携先まで含めた振興意識の醸成が重要となる。

社会の思考様式の変革という観点からは、“建築文化”の取組を学術的に裏付け、支えることが不可欠である。このため、“建築文化”領域に関係が深く有用な検討を行える実務家やアカデミアによる取組体制(“建築文化振興アカデミア・グループ”)を形成するとともに、同グループと“建築文化振興センター”との連携を進め、大きな方向性を実証的に裏付けながら、活動に通底す

る学術的な考え方を整理することも有用である。また、こうした実証的取組を学問的観点も絡ませながら将来の人材育成を図る観点から、同グループとの間で“建築文化振興研究・教育センター”の形成を図るのも一案である。

さらに、建築文化の取組を社会全般に横に広げながら進めることも大切である。建築家やディベロッパー、ゼネコン、建築会社、個人、アカデミア、行政、NPO、ユーザー等の多岐に亘る関係者が共通の問題意識・理解の下で社会全体として取組を進める体制作りも有用であろう。広く建築文化の領域に関連のある主体の繋がりを創り出し、“建築文化振興ネットワーク”として共通の認識を持ちながら連携して取組むべく、ネットワーク型の緩やかなチームを社会に広く及ぶ形で形成することは取組を大きく前進させることに繋がる。現在、こうした取組全体の中心になって進める“建築文化フェロー”が建築資料館において任命されており、同フェローを軸に具体化の検討が進められると考えられる。

#### 4. 文化庁国立近現代建築資料館に 今後期待されること

##### 4.1. 文化庁国立近現代建築資料館の築き上げてきた活動

###### —その意義や文化政策上の位置付け—

建築資料館は、文化財でなくとも文化的価値を見いだせる近現代の建造物等について、当該建造物そのものではなくとも関連資料のアーカイブ化を行うことで、文化財未満の財への対応など時代が求める取組の先鞭を付けてきた。こうした取組は、建築物だけではなく、映画分野（(独)国立美術館の国立映画アーカイブ（2018年4月開業）<sup>6)</sup>）や、検討段階ではあるがマンガ・アニメ分野においても見られる。

一般的に財について、制作や組立て・建造から一定の期間が過ぎたところで、劣化とともに補修の必要性が高まるが、文化財と位置付ける前の管理を所有者等の自助に依っている間に、解体や廃棄等の事態が生じ得る。特に戦後日本の建築分野は、プリツカー賞受賞者が世界一の8組9名に及ぶなど国際的にも極めて高い評価を得ていることから、その価値を保存・継承していく要請が強いのは自然なことである。建築資料館のアーカイブ活動は、図面等の資料自体の価値を国内に留める<sup>7)</sup>とともに、解体や廃棄等に対する価値保存の要請への直接・間接の対応でもある。建築資料館は、その創設以来、社会的に大きな貢献を果たしてきたと評価されるべきである。

##### 4.2. 文化庁国立近現代建築資料館に期待されること

「建築文化に関する検討会議」提言では、「建築文化振興の動きを社会実装していくエンジンとしての役割を果たす」、「関連する人材や知を結節する拠点」の必要性が謳われている。また、「アーカイブの幅や手法を拡げるとともに、アーカイブの価値付けや、有する価値の効果的な活用」の「一層の強化」、「日常の維持・継承から有事における修復のマッチングを行う者のとりまとめ機能や、…関連人材の育成や資格付与、交流の中心としての機能を確立するべき」といった内容も盛り込まれている。提言も示すように、建築資料館には、今後、建築・まち並みに関する資料アーカイブ関連活動の一層の充実に加え、生きた建築・まち並みの継承や創造という観点から、関係者や社会全体をリードする役割を果たすことが大いに期待される。こうした取組は、文化政策が、人々の暮らしが日々進化を促していく文化を動的に捉え、その進化を振興するという、生きた文化を政策対象にしていく過程への貢献でもある。文化財を超えて、広く社会の建造物等に文化的価値と経済性を両立させることにも繋がるものでもあり、国際的に言われる living heritage を政策化する取組でもある。

東京湯島にある建築資料館について述べれば、既存の建築資料のアーカイブ施設から国際的な建築文化振興センター（“YUSHIMA” – *You'll see more architectures*）へ発展することが次の大きな飛躍に繋がると考えられる。

注

- 1 基本方針、基本計画は以下に列挙・掲載。https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\_gyosei/hoshin/index.html
- 2 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/kenchikubunka/index.html
- 3 人や家族、コミュニティとしての「くらし」を実現させる空間として存在する必然性、祭祀や儀式、商い、公共活動を含む「交流」の場として存在する必然性、気候や地形、確保できる場所や調達できる資材等の「自然環境」や実際に建築等を行い得る「技術力」といった必然性と、「装飾性、あるいは象徴性とか権威性という社会的側面」「地域性、歴史性などという属性」（藤井恵介、玉井哲雄『建築の歴史』中央公論新社、1995年、380頁）等が複合的に関連すると考えられる。
- 4 新築や改修・改築、解体が積み重ねられてきた建築物やまち並みは、調査・企画から設計、建設、利活用、管理、改修、解体、資料保管等の各過程において、部品部材や工具、資材等に至るまで、試行やすり合わせ、実装・実用等を踏まえて形成されたものでもある。総合的な文化的価値は、学術的、歴史的、技術的、デザイン的な各観点、それを見たり体験して人に何かを創造さ

せる観点、金銭的価値を生み出させる経済的観点など、総合的で多様な要素から構成されると言えるのではないか。

- 5 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka\\_keizai/kenchiku\\_bunka/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/kenchiku_bunka/index.html)
- 6 1952年に東京国立近代美術館の映画事業（フィルム・ライブラリー）として事業が始まり、1970年に機能を拡充して東京国立美術館フィルムセンターとなっていたものを、新たに独立させたもの。
- 7 建築物によっては、その図面の中に記される内部構造等の情報が建物のセキュリティの観点から自由に流出することが望ましくなく、（ナショナル・）セキュリティ的な観点からその意義を有するものもあると考えられる。

（2026年2月4日原稿受理）